

Title	〔最高裁判事例研究四六五〕小規模個人再生において住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づく場合に当たるか否かの判断にあたり無異議債権の存否等を考慮することの可否
Sub Title	
Author	河村, 好彦(Kawamura, Yoshihiko) 民事訴訟法研究会(Minji Soshōhō Kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.9 (2019. 9) ,p.81- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190928-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁民事訴訟例研究 四六五〕

平二九五（民集七一巻一〇号二六三二頁）

小規模個人再生において住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づく場合に当たるか否かの判断にあたり無異議債権の存否等を考慮することの可否

再生計画認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件（最高裁第三小法廷平成二九年一月一九日決定（平成二九年（許）第一九号）、原々審東京地裁平成二九年一月一九日決定（平成二八（再イ）第五〇八号）、原審東京高裁平成二九年五月三〇日決定（平成二九年（ラ）第六五一号）

〔事表〕

本件は、抗告人Yを再生債務者とする小規模個人再生（以下「本件再生手続き」という。）における住宅資金特別条項を定めた再生計画について、民事再生法（以下「法」という。）二〇二条二項四号の不認可事由の有無が争われた事実

である。

認定された事実関係の概要は、以下の通りである。

抗告人Yは税理士であるが、平成二五年二月、顧客である相手方Xから債務不履行にもとづく損害賠償請求訴訟（以下「別件訴訟」という。）を提起された。平成二八年四月、別件訴訟の控訴審においてYがXに約一六〇万円および遅延損害金を支払うよう命じる判決が言い渡され、確定した（以下、確定した当該損害賠償債権を「本件損害賠償債権」という。）。Yの実弟であるAは、平成二五年一月、Yが所有する土地建物について、AのYに対する平成二一年一月一日付け金銭消費貸借契約にもとづく二〇〇万円の貸付債権（以下「本件貸付債権」という。）を被担保債権とする抵当権を設定した旨の仮登記（以下、「本件仮登記」という。）を経由した。なお、上記建物には、同土地建物についての住宅ローン債権（以下「本件住宅ローン債権」という。）を被担保債権とする一番抵当権が設定され、その旨の登記が經由されていた。

Yは、平成二八年八月二六日、本件仮登記の抹消登記を經由し、同年九月七日、東京地方裁判所に対して本件再生手続に係る再生手続開始を申し立てて同月二〇日に再生手続開始決定を受けた。上記申立てにあたってYが提出した債権者一覧表には、本件住宅ローン債権以外に、本件貸付債権および本件損害賠償債権を含めて再生債権の額または担保不足見込額の合計が約四〇二七万円となる債権が記載されていた。

Xは債権届出期間内に、再生債権の額を約一三四五万円として本件損害賠償債権の届出をした。これに対してAは上記届出期間内に本件貸付債権の届出およびこれを有しない旨の届出をしなかったため、法二二五条により上記債権者一覧表の記載内容と同一の内容で再生債権の届出をしたものとみなされた。

本件貸付債権および本件損害賠償債権について一般異議申述期間を経過するまでにYおよび届出再生債権者から異議が述べられなかったため、AおよびXは届出再生債権の額に依りてそれぞれ議決権を行使することが認められた(法二二〇条八項)。本件再生手続における議決権者はXおよびAを含む一〇名であり、議決権者の議決権総額は約三七〇五万円であった。

平成二八年二月一九日、Yは再生裁判所に対し、本件住宅ローン債権につき住宅資金特別条項を定めたくうえで、本件住宅ローン債権を除く再生債権について九〇%の免除を受け

てこれを分割返済する旨の再生計画案(以下「本件再生計画案」という。)を提出した。

同年二月二七日、再生裁判所は本件再生計画案を決議に付する決定をした。Xのみが本件再生計画案に同意しない旨の回答をしたが、同意しない旨を回答した議決権者の数が議決権者総数の半数に満たず、かつ、当該議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えなかったため、本件再生計画案は可決されたものとみなされた(法二二〇条六項)。

原々審は平成二九年一月一九日、個人再生委員の再生計画を認可するのが相当であるとの意見書をふまえ、本件再生計画を認可する原々決定をした。Xは、本件貸付債権は実在しないものであるなどと主張し、本件再生計画の決議は不正の方法によつて成立するに至つたものであるとして、本件原々決定に対して即時抗告をした。

原審においてYは本件貸付債権の裏付けとなる資料の提出を求められたが、借用証や金銭の交付を裏付ける客観的証拠を提出しなかった。原審は、後述する本件最高裁決定要旨で述べられている最一小決平成二〇年三月一三日を引用して、Yが実際には存在しない本件貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどの信義則に反する行為により本件再生計画案を可決させた疑いが存するので、本件貸付債権の存否を含め信義則に反する行為の有無について調査を尽くす必要があるとして原々決定を取り消し、本件を原々審に差し戻した。

これに対してYが、本件貸付債権は無異議債権（法二三〇条八項）であるから本件再生計画案の可決が信義則に反する行為にもとづいてされた場合に当たるか否かの判断にあたっては本件貸付債権の存在を前提に判断することを要するとし、原審の判断には法令の解釈適用を誤った違法があると主張して許可抗告を求めたのが本件である。

〔決定要旨〕

最高裁判所第三小法廷は以下の理由により、裁判官全員一致の意見で原審の判断を是認できるとし、Yの抗告を棄却した。

「法二三一条（の）趣旨は、再生計画が、再生債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るといふ法の目的（法一条）を達成するに適しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般の利益を保護しようとするものであると解される。そうすると、小規模個人再生における再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合に適用される法二〇二条二項四号所定の不認可事由である「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」には、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決さ

れた場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である（最高裁判成一九年（許）第二四号同二〇年三月一三日第一小法廷決定・民集第六二巻三〇八六〇頁参照）」

「上記の趣旨によれば、小規模個人再生において、再生債権の届出がされ（法二二五条により届出がされたものとみなされる場合を含む）、一般異議申述期間又は特別異議申述期間を経過するまでに異議が述べられなかったとしても、住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては、当該再生債権の存否を含め、当該再生債権の届出等に係る諸般の事情を考慮することができるものと解するのが相当である。」

「本件においては、Yが、実際には存在しない本件貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして本件再生計画案を可決に至らしめた疑いがあるといふべきであって、Yが再生債務者として債権者に対し公平かつ誠実に再生手続を進行する義務を負う立場にあることに照らすと（法三八条二項参照）、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた疑いが存するといえる。しかるに、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かについて、本件貸付債権の存否を含めた調査は尽くされていない」

なお、本決定には木内道祥裁判官の補足意見がある。

〔評 釈〕

本決定に賛成する。

一 本決定の意義および位置づけ

小規模個人再生手続きにおいて再生計画案が可決されるためには、回答期間（法二三〇条四項）内に再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者が議決権者総数の半数に満たないこと、および、その議決権額が議決権者の議決権総額の二分の一を超えないことが必要とされる（同条六項）。可決された再生計画が効力を生じるためには、これに加えて裁判所の再生計画認可決定が確定する必要がある（法二三一条一項）。再生計画認可決定は不認可事由が存在しないと認められる場合になされるが、不認可事由のひとつに「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」（一般の小規模個人再生について法一七四条二項三号、住宅資金特別条項を定めた場合について法二〇二条二項四号）がある。

本決定は、住宅資金特別条項が定められた小規模個人再生手続きに関して最高裁がはじめて以下の点について判断した点に意義を有する。

まず、小規模個人再生における住宅資金特別条項を定め

た再生計画決議の不認可事由である「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」（法二〇二条二項四号）には再生計画案の可決が信義則に反する行為にもとづいてされた場合も含まれるとして、通常再生手続きに関する最一小決平成二〇年三月一三日⁽³⁾の趣旨が小規模個人再生にも及ぶとしたことである。

次に、小規模個人再生において再生債権の届出またはみなし届出（法二二五条）がなされて期間内に異議が述べられなかった結果、再生債権が手続内で確定した場合であっても、小規模個人再生手続きにおける再生計画案の可決が信義則に反する行為にもとづいてなされたかどうかの判断にあたっては、当該債権の存在を前提とすることなく当該再生債権の存否を含めて諸般の事情を考慮することができるとしたことが挙げられる。

さらにこれらを前提として、実際には存在しない貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして再生計画案を可決させた場合は、再生債務者が債権者に対して公平誠実義務を負うことから（法三八条二項）、再生計画案の可決が信義則に反する行為にもとづいてなされたことと認定できるとしたことである。

以下、個人再生手続きにおける不認可事由としての「不

正の方法」の意義、小規模個人再生における再生債権の継続内確定と不認可事由の審理の關係、および、本件貸付債権の審理について検討した後、本決定の射程について検討を加える。

二 個人再生手続きにおける不認可事由としての「不正の方法」(法二〇二条二項四号)の意義

1. 信義則違反の行為は「不正の方法」に含まれるか

小規模個人再生手続きにおいて住宅資金特別条項を定めた再生計画案が不認可とされる事由のひとつである「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」(法二〇二条二項四号)は、通常再生手続きにおける法一七四条二項三号と同趣旨の規定とされる。このため法二〇二条二項四号の解釈も法一七四条二項三号の解釈と同様に解すべきことについては異論がない。⁽⁵⁾

法一七四条二項三号の「不正の方法」の解釈に関する学説としては、これが民事再生法の施行に伴い廃止された和議法五一条三項と同一の規定であることからその解釈も基本的には和議法の解釈を踏襲するとし、具体例として再生債権者に対する詐欺、強迫または賄賂や特別利益の供与などの具体例のみを挙げる見解や、これらに加えて虚偽の

債権を届け出させ議決権を行使させる場合を挙げる見解が主張されてきた。これに対しては、法一七四条二項三号が決議に不正がないことを一号とは別に規定している趣旨は、決議が利害関係人がその意思にもとづいて再生手続きによるかどうかを決定する点で特に重要な意義を有することからあらゆる意味で不正があつてはならないとするところにあるとして、より広く信義誠実(法三八条二項)に反するあらゆる行為を指すとする見解がある。さらには、より広く、社会通念上不正と認められるすべての行為を指すとする見解も主張されている。⁽¹⁰⁾

この点について通常再生に関する最一小決平成二〇年三月一三日は、『再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき』には、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である(法三八条二項参照)として、信義則に反する行為も「不正の方法」に含まれるとした。本決定も、法二二一条の趣旨を再生裁判所による後見的な見地からする少数債権者の保護、ひいては再生債権者の一般の利益の保護にあるとして前記最一小決平成二〇年三月

一三日を引用したうえで、小規模個人再生における住宅資金特別条項を定めた再生計画決議の認可に関する法二〇二条について同様の見解をとっている。したがって、本決定も通常再生における「不正の方法」についての最一小決平成二〇年三月一三日の解釈を踏襲しているといえる。

この点について検討するに、再生計画の決議の成立が不正の方法によりなされたことは、本来、法一七四条二項一号の「法律の規定に違反」に該当する。しかしこれが独立の要件として規定されたのは、再生計画決議が再生手続きにおいてとりわけ重要な意義を有する点に鑑みたものと考えられる。とすれば、法一七四条二項三号の「不正の方法」を単に形式的に法律に違反する場合に限定することは妥当でない。「不正の方法」はより広く、少数債権者の利益を害する信義誠実に反するあらゆる行為を含むと解すべきである⁽¹¹⁾。そして法二二二条と法二〇二条が同じ文言であることからみても、この点について通常再生と小規模個人再生を別異に解する理由はない。したがって、法二〇二条の解釈も法二二二条と同様に解すべきであり、信義則違反の行為を「不正の方法」に含まれるとした本決定の判断は妥当と解される。

2. 信義則違反の主体および認定時期

「不正の方法」に信義則違反の行為が含まれると解したとして、まず、その信義則違反は誰が誰の信頼を裏切る場合であるかが問題となる。

この点について本決定は、債権者に対して公平かつ誠実に再生手続を進行する義務を負うのは再生債務者である(法三八条二項)ことから、再生債務者が実際には存在しない貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして再生計画案を可決させた場合には債務者に対する債権者の信頼が裏切られる結果となるとし、信義則違反の対象は再生債務者の再生債権者に対する行為であるとする。木内裁判官の補足意見も、同様に、「法廷意見が再生債務者であるYに債権者に対する公平誠実義務があることを指摘しているように、信義則に反する行為の主体が債務者であることが本件の要素である」とする。これに対しては、「信義則違反の主体は債務者に限定されず、『不正の方法』に主語が省略されている以上、債権者等による濫用が問われることもあり得る」とする見解も主張されている⁽¹²⁾。

これをどう解すべきか。信義誠実の原則は、一般に「社会共同生活の一員として、互いに相手の信頼を裏切らないように、誠意をもって行動すること」⁽¹³⁾などとされる。とすれば、信義誠実の原則が適用されるのは、相手方の信頼に

応える義務を負う者でなければならない。これを再生手続きについてみると、債務者は本来私的自治の原則により事業の経営や財産の管理処分を自己の権限と責任により行うことができるのが原則であり、再生手続きが開始しても債務者自身による事業や財産の管理処分は継続して認められる（法三八条一項）。ただし、債務者の責任財産が不足していることから、債務者は同順位債権者間について公平な取扱いをなし、また債権者の利益を犠牲にして自己または第三者の利益をはかることが許されなくなるなどの義務を債権者に対して負う。そのあらわれが公平誠実義務（法三八条二項）である。信義則違反は再生債務者がこの義務に違反したところに求められるべきであるから、「不正の方法」に含まれる信義則に反する行為の主体は、基本的に再生債務者と解すべきである。したがって、再生債務者が同順位債権者について不公平な取扱いをすることを意図するか、自己または第三者の利益をはかるために債権者特に少数債権者の利益を害することを意図して行為した場合には、再生債務者に信義則違反があり、「不正の方法」に該当すると解すべきである。

この点について本決定は、本件行為が信義則に違反するかどうかを具体的に検討し、①再生手続開始申立ての際に

Yが債権者一覧表に本件貸付債権を記載して提出し、Aがこれと異なる届出をしなかったために再生債権としての届出をしたものとみなされたこと、②Yに対する本件貸付債権が本件再生手続開始申立てより一六年以上前になされたものであること、③本件貸付債権の債権者がYの実弟Aであること、④本件仮登記が、上記貸付けから一四年以上経過後のXの別件訴訟提起から約一〇ヶ月後に経由されていること、⑤Yは原審において本件貸付債権の裏付けとなる資料の提出を求められながら借用書や金銭の交付を裏付ける客観的資料を提出していないこと、⑥本件貸付債権について一般異議申述期間内に異議が述べられなかったためにAは議決権総額の二分の一を超える議決権を行使できることとなった結果、本件再生計画案が可決されたことを信義則違反の考慮要素として挙げる。このうち①は行為の主体が再生債務者であること、②③④⑤は本件貸付債権の存在が疑わしいことを裏付けるものである。また④は債権の行使が別件訴訟における本件損害賠償請求権の履行を妨害する意図にもとづく虚偽のものであったことを認定するためのものと考えられる。¹⁴⑥は上記各事実と本件再生計画案可決の間の因果関係を肯定するものである。これらの事実はい再生債務者の行為が不公平な取扱いにより少数債権者を害

するとの主観的意図にもとづくものであり、債権の届出が虚偽であれば再生計画案は否決されていたことを意味すると解されることから、本件再生債務者の行為は信義則に反するものといえることができる。したがって、本決定の法廷意見および補足意見は妥当である。

これに対して、再生債権者は他の再生債権者に対して再生計画案の議決について信義則上の義務を負うことはない。このためたとえば再生債権者が他の再生債権者に対して議決権行使に関して賄賂を提供した場合であっても、賄賂の提供が信義則違反であることを根拠として「不正の方法」とされることは原則としてない⁽¹⁵⁾と解される。ただし、届出債権者の行為であってもそれについて再生債務者の一定の関与がある場合で、当該行為の経過からみてその行為が再生債務者自身の公平誠実義務に違反するものであると評価できる場合には、信義則違反にもとづく「不正の方法」として不認可決定を出すことも認められると解すべきである⁽¹⁶⁾。

次に、信義則違反の認定時期について検討する。本件の再生手続開始申立てにあたって、Yは債権者一覧表に本件貸付債権を記載して提出し、Aはこれと異なる届出をしなかったために再生債権としての届出をしたとみなされた(法二二五条)。信義則違反の対象となる可能性のあるYの

行為である債権者一覧表への本件貸付債権の記載は、手続開始前の行為であるため、「再生手続が開始された場合」を対象とする法三八条二項の対象となるかが問題となる。たしかに法三八条二項は手続開始後の行為を対象とする規定であるが、再生計画案は再生債務者が再生手続開始にあたり作成して裁判所に提出するものであり(法一六三条)、再生債務者が手続きの遂行について公平誠実でなければならぬことは再生手続開始前の申立ての時点においても同様である。したがって、法三八条二項の趣旨は本件の場合にも及ぶと解される⁽¹⁷⁾。本決定が法三八条二項を「参照」としているのもこれと同様の趣旨と考えられるであろう⁽¹⁸⁾。

三 小規模個人再生における再生債権の手続内確定と不認可事由の審理の関係

本件貸付債権は、Yが債権者一覧表に記載して提出し、Aがこれと異なる届出をしなかったために再生債権として届け出たものとみなされ(法二二五条)、無異議債権として手続内で確定したことにより、議決権行使が認められたものである(法二三〇条八項)。Yはこの点を根拠として、抗告理由において本件再生計画案の可決が信義則に反する行為にもとづいてされた場合かどうかの判断にあたっては

本件貸付債権が存在することを前提として判断すべきであるとする。そこで、「不正の方法」を信義則に違反する場合も含むと解するとしても、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為にもとづいてされたかどうかの判断にあたり本件貸付債権の存在を前提とすべきか、手続内で確定しているにもかかわらず、裁判所は当該債権の存在を前提としないで審理して不認可決定ができるかが問題となる。

この点について本決定は、法二二一条が裁判所の認可決定を要するとする趣旨を、後見の見地から少数債権者の保護をはかり、ひいては再生債権者の一般の利益を保護するところにあるとし、この趣旨からすれば「小規模個人再生において、再生債権の届出がされ（法二二五条により届出がされたものとみなされる場合を含む）、一般異議申述期間又は特別異議申述期間を経過するまでに異議が述べられなかったとしても、住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては、当該再生債権の存否を含め、当該再生債権の届出等に係る諸般の事情を考慮することができるのが相当である」として、再生債権が手続内で確定していた場合であっても、信義則に反するかどうかの判断にあたっては本件貸付債権の存在を前提としない

で判断できるとした。

これに対しては、本来は債権が確定している以上、その効果である議決権の存在を手続きの後の段階で覆すことは原則として否定されるべきことが大前提であるとし、手続内確定の中心目的である議決権の行使についての判断を認可手続きの段階で覆すことを認めると再生債権の存否や額に関する審理が重複することになり、紛争の蒸し返しになりかねないため問題があるとする見解がある⁽¹⁹⁾。ただしこの見解も、債務者と債権者との共謀による債権確定は一種のなれ合い訴訟に相当するとして、民訴法三三八条一項三号の再審事由となり得るとする。そして再審事由の有無の判断は、債権が簡易な形で確定していることからあえて再審などの手続きによることは要せず認可手続きの中で判断できるとし、これが認められた場合には認可決定段階で債権確定による拘束力は生じなくなるとする⁽²⁰⁾。

では、これをどのように解すべきか。民事再生手続きにおいては当事者の自治にもとづいて再生計画案が可決されるが、再生計画が効力を生じるためにはさらに裁判所の認可決定が必要とされ（法一七六条）、裁判所は不認可要件がない限り再生計画を認可すべきものとされる（法一七四条一項）。これは多数決による決定だけでは守ることがで

きない利益を保護する必要があるからであり、それは主として少数債権者の利益保護と考えられる。「不正の方法」において考慮される再生債務者の信義則違反とはこのようなものとしてとらえられるべきものであり、裁判所は多数決とは異なる後見的な立場から再生債務者による少数債権者の信頼を害する行為を不認可事由としたと考えられる。とすれば、手続内で確定した再生債権についても、裁判所は少数債権者の利益保護という異なる立場から、その存在を前提とすることなく認否の判断ができると解すべきである。また、木内裁判官の補足意見にあるように、手続内確定とはみなし届出を含む債権届出、異議申述、評価手続により議決権が定まりそれ以上の手続きが設けられていないことを意味するにすぎず、それ以上の積極的な意味をもつものではないため、再生計画案が信義則に反する行為により可決されたという不認可事由主張の可否についてまでその効力を及ぼすものではないと解される。さらに木内補足意見が、再生計画の取消しの取消事由に関する法一八九条一項一号は再生計画不認可事由と同趣旨の規定であるところ⁽²¹⁾、再生計画取消しの申立てにおいては債権調査で異議を述べなかつた再生債権者も債権者の行為による議決権行使が不正の方法によりなされたことを主張できることとの

均衡、破産手続きにおいて実在しない債権を破産者が債権者名簿に記載して配当を減少させようとする行為は免責不許可事由（破産法二五二条一項七号）に該当するところ、免責を許可するかどうかの判断にあたり債権者が債権調査で異議を述べたかどうかは斟酌されないこととの均衡を根拠とする点も支持できる。手続内確定による議決権の存在を認可決定により覆すことを原則として否定し、その救済を民法三三八条一項三号を再審事由とする再審と同様の取扱いによりはかる見解は、手続内確定による議決権の存在が認可決定の前提をなすとの理解にたつものと思われるが、認可決定は前述したように裁判所が少数債権者の利益保護という議決権の存否とは異なる立場から行なうものである。裁判所が決議の不正を理由として再生計画を不認可とすることは再生計画案自体を取り消したわけではなく、可決された再生計画の効力を否定するものであるから、再審とはその性質を異にすると解すべきである⁽²²⁾。また、実際にも、再審と同様の取扱による場合には再審事由の認否の判断が一般に厳格に解されることから、認可手続において少数債権者を必ずしも充分に保護できない場合が生じるおそれがあると考えられる。

四 本件貸付債権の審理について

本件決定は、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為にもとづいてされた場合に於るか否かについて、本件貸付債権の存否を含めた調査は尽くされていないとして抗告を棄却し、原審による本件の原々審への差戻しを相当とした。差戻審においては、職権調査が行なわれることになる（法八条二項）。これに対して、本件決定が差戻しを認められた点について職権探知主義による事案説明にも限界があるとし、現行法の枠組みで差戻審が債権の存否を適正に判断できるかも微妙であるとして「原審が自判すべきであつたようにも思われる」とする見解も主張されている。⁽²⁵⁾ たしかに職権探知主義によつても本件貸付債権が虚偽のものかどうかを認定することは困難であり、再生債務者の協力がなければ迅速かつ確定的な判断は難しいと思われる。しかし、本件再生計画の可決が信義則に反する行為にもとづいてなされたかどうかについて疑いが存するにとどまる場合には、現行法の枠内でこの点を説明するほかはない。事案説明の困難さを理由として原審による自判を認めることはできないことから、本件決定の措置は妥当であつたと解する。⁽²⁶⁾

五 本決定の射程について

本決定は小規模個人再生における住宅資金特別条項を定めた再生計画について、法二〇二条二項四号の不認可事由の有無が争われた事案である。したがつて、本決定は通常再生について直接の判断はしていない。通常再生において異議なく確定した債権には確定判決と同一の効力が生じる点で疑義が生じるが（法一八〇条二項）、議決権の確定については通常再生と小規模個人再生に手続上の差異はないとすれば、通常再生においても本決定の趣旨は妥当すると解される。したがつて、本件のように再生債務者が虚偽の債権届出をさせた場合には、通常再生においても信義則違反として「不正の方法」に該当し、不認可事由となると解すべきである。⁽²⁷⁾

また、会社更生の債権確定の効果は通常再生と同様であるため、更生管財人が更生計画案を可決させるために更生債権者に虚偽の債権を届け出させて議決権を行使させる場合にも本決定の射程が及び、信義則違反としての不認可要件となると考えられる。⁽²⁸⁾

本決定については、土井文美調査官による解説⁽²⁹⁾のほか、横路俊一弁護士⁽³⁰⁾、山本和彦教授⁽³¹⁾、杉本和土教授⁽³²⁾、藤本利一

教授⁽³²⁾、服部敬教授⁽³³⁾、稲田正毅教授⁽³⁴⁾、佐藤鉄男教授⁽³⁵⁾、河野憲一郎教授、加藤哲夫教授の評釈がある。

- (1) 東京地裁平成二九年一月一九日決定民集七二卷一〇号二六四二頁。
- (2) 東京高裁平成二九年五月二〇日決定民集七一巻一〇号二六四二頁。
- (3) 民集六二巻三号八六〇頁。
- (4) 稲田正毅「本件判批」新・判例解説 Ward 文献番号 Z18817009-00-150461624 三頁。
- (5) 稲田・前掲注(4)三頁。
- (6) 深山卓也ほか「一問一答民事再生法」(商事法務研究会、二〇〇〇年)一三五頁参照。
- (7) 高木新二郎ほか編集代表「民事再生法の実務」二二六頁(富永浩明)(金融財政事情研究会、新版、二〇〇一年)、山本和彦ほか編「Q & A 民事再生法」四一九頁(長島良成)(有斐閣、第二版、二〇〇六年)、西謙二ほか編「破産・民事再生の実務」二八七頁(西・小笠原寧)(金融財政事情研究会、新版、二〇〇八年)など。
- (8) 福永有利監修「詳解民事再生法」五四三頁(森恵一)(民事法研究会 第二版、二〇〇九年)など。
- (9) 園尾隆司ほか編「条解民事再生法」九二二頁(三木浩一)(弘文堂、第三版、二〇一三年)、三上威彦「倒産法」

九一〇頁(信山社、二〇一七年)、徳田和幸「判批」別冊ジュリスト二一六号(倒産判例百選、第五版)一八五頁など。なお、旧和議法五一条三号の「不正ノ方法」の意義に關しては、麻上正信ほか編「注解和議法」(福永有利)四〇一頁(青林書院、改訂版、一九九三年)が同様の見解を主張していた。

- (10) 松嶋英機編著「民事再生法入門」一七〇頁(金山伸宏)(商事法務、改訂第二版、二〇〇六年)。ただし同書改訂第三版一七〇頁(二〇〇九年)は、「不正の方法には議決権行使した再生債権者が詐欺、強迫または不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合のみならず、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれる」とする。三上威彦「判批」判例評論五九二号一八四頁。
- (11) 園尾ほか編・前掲注(9)(三木)九二二頁。
- (12) 藤本利一「本件判批」私法判例リマックス五七号一三八頁。
- (13) 我妻栄「民法総則」三四頁(岩波書店、新訂版、一九六五年)、四宮和夫・能見善久「民法総則」一五頁(弘文堂、第九版、二〇一八年)など。
- (14) 山本和彦「小規模個人再生手続きにおける虚偽債権の届出と不認可事由」最三小決平29・12・19に關する若干のコメント」金融法務事情二〇八五号一二頁。

- (15) 山本・前掲注(14)九頁。
- (16) 村田典子「判批」法学研究八二巻四号一八三頁。ただし、債権者の行為が信義則違反以外の根拠にもとづいて「不正の方法」とされるかどうか、「不正の方法」が信義則違反の場合に限られるかどうかについては、さらに検討の余地があるのではないかと思われる。松下淳一「再生計画案可決のためのいわゆる頭数要件について」前田庸先生喜寿記念『企業法の変遷』四三二頁(有斐閣、二〇〇九年)参照。
- (17) 市川多美子「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成二〇年度一七九頁。
- (18) 山本・前掲注(14)一〇頁。ただし長島正春「判批」NBL八八二号六頁は、手続開始後の債権譲渡に関して、手続開始後であれば「再生手続の法律規定違反(法一七四条二項一号)の適用場面であろう。」とし、「原因行為が開始申立前にある」場合には、「同条項も記載した方が適切であったように思われる。」とする。
- (19) 山本・前掲注(14)一一頁。
- (20) 山本・前掲注(14)一二頁。
- (21) 園尾ほか編・前掲注(9)八七九頁(須藤英章)は、再生計画の不認可事由が「見過ごされて計画が認可された場合には、認可決定に対する即時抗告の理由となる(一七五①)。しかし、即時抗告期間の満了後に不正を発見したときは、もはや即時抗告をすることができないから、本条により再生計画の取消しを申し立てることができるものとしたのである。」とする。
- (22) 服部敬「本件判批」金融法務事情二〇九七号五四頁。
- (23) 藤本・前掲注(12)一三九頁。
- (24) 河野憲一郎「本件判批」熊本法学一四四号一九八頁。
- (25) この点に関連して、個人再生委員に再生債務者の財産状況の調査権限が認められていること(法二二三条二項一号)との関係で、本件における個人再生委員の調査のあり方に関し、「債権調査の内容の適否について、個別に裏付け資料を調査し、仮に疑義がある場合にはそれを指摘するといったことまでを一般的に期待することは難しく、かつ、そのような対応を広く行うことは、民事再生法二二三条が予定した個人再生委員の権限を越え、個人再生手続を過度に重くするおそれがある」との指摘がなされている。栗田口太郎・木村真也・杉本和士・長谷川卓・四十山千代子「座談会 五つの重要倒産判例で考えるその射程と今後の金融実務」金融法務事情二〇八七号三三頁、加藤哲夫「本件判批」ジュリスト一五三一号(平成三〇年度重要判例解説)一三九頁、佐藤鉄男「本件判批」判例時報二三八〇号一六九頁参照。
- (26) 山本・前掲注(14)一四頁、河野・前掲注(24)一九八頁、土井文美「本件解説」ジュリスト一五二三号一一〇頁、

市川多美子「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成二〇年度一七五頁参照。

(27) 山本・前掲注(14)一四頁。

(28) 土井・前掲注(26)一一八頁以下。

(29) 横路俊一「本件判批」金融法務事情二〇八二号四頁以下。

(30) 山本・前掲注(14)六頁以下。

(31) 杉本和士「本件判批」法学教室四五一号一四二頁以下。

(32) 藤本・前掲注(12)一三六頁以下。

(33) 服部・前掲注(22)五二頁以下。

(34) 稲田・前掲注(4)一頁以下。

(35) 佐藤・前掲注(25)一六六頁以下。

(36) 河野・前掲注(24)一八七頁以下。

(37) 加藤・前掲注(25)一三八頁以下。

河村 好彦